

現行の基本方針の見直しに伴い、構成(目次)の改訂が必要となるため、事務局原案として、人権行政の現状と審議会委員からの意見、国の「基本計画」、県の「条例案」等を参考にして作成。ご検討をお願いします。(赤字が改訂・加筆部分)

## 飯山市人権政策推進に関する基本方針(改訂構成案)

### 第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針改訂の趣旨
- 2 基本方針の位置づけ

### 第2章 人権政策の基本理念

- 1 人権の概念
- 2 人権政策の基本理念

### 第3章 人権施策の方向性

- 1 人権の視点に立った行政 ……………
- 2 人権に関する市民意識調査結果の概要
- 3 人権教育・啓発の推進 ……………
  - (1) 学校における人権教育 ……………
  - (2) 社会における人権教育・啓発 ……………
    - (ア) 家庭・地域 ……………
    - (イ) 企業・職場 ……………
  - (3) 人権にかかわりの深い職業従事者 ……
- 4 相談・支援の充実 ……………

### 第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

- 1 同和問題 ……………
- 2 外国人 ……………
- 3 女性 ……………
- 4 子ども ……………
- 5 高齢者 ……………
- 6 障がいのある人 ……………
- 7 インターネットによる人権侵害
- 8 性的マイノリティ
- 9 感染症患者等
- 10 災害に伴う人権問題
- 11 様々な人権課題  
(犯罪被害者等・アイヌの人々・北朝鮮当局による拉致問題…)

### 第5章 推進体制

- 1 多様な主体との連携 ……………
- 2 市における推進体制 ……………
- 3 基本方針の見直し ……………

#### ※政策と施策

政策:特定の行政課題に対応するための、  
基本的な方針や方向性を示すもの  
施策:「政策」という大きな目的を達成する  
ための具体的な手段・方策